

Title	部族社会と慣習法 : Eastern Bantu系を中心として
Sub Title	Tribal society and customary law : the case of the Eastern Bantu
Author	坂本, 邦彦(Sakamoto, Kunihiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1982
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.22 (1982.) ,p.23- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000022-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

部族社会と慣習法

—Eastern Bantu 系を中心として—

Tribal Society and Customary Law

—The Case of the Eastern Bantu—

坂 本 邦 彦

Kunihiko Sakamoto

This paper aims to analyze diachronically the customary law in tribal societies of Kenya. In East Africa, there have been three important historical influences on law: (1) Bantu migration and settlement, (2) Islamic contact and (3) European contact. During the first period, Bantu tribal societies developed their original legal systems based on their own social structures, especially on the age-set systems. From the late 7th century (AD.) Islamic law, the Shari'ah, had an impact on Bantu tribal customary law. Many African people living in the coast side converted to Islam. This created conflict between tribal customary law and Islamic law. Since the 19th century, new invaders came to East Africa from Europe. They brought with them English law as an instrument of colonial rule. This spread rapidly over East Africa, so various conflicts arose between tribal customary law, Islamic law and English law.

Independence, in 1963, brought a new situation to the legal system in Kenya. The three kinds of law, of different origin, have been unified in Kenyan State law. But this has not meant that all of Bantu tribal customary law has been included. In my opinion, half of the tribal law still exists and functions outside State law in tribal societies. Fig.3 indicates such a situation. The "boundary" between Bantu tribal customary law, A₁, and Kenyan State law, B, is variable in shape. So this "boundary" represents the dynamics of traditional legal systems in Eastern Bantu tribal societies.

目 次

はじめに

I. Eastern Bantu 系社会における法の歴史的背景

I-(i) Bantu の歴史的経緯

I-(ii) イスラミック・コンタクト

I-(iii) ヨーロピアン・コンタクト

II. Eastern Bantu 系社会における法の現在

II-(i) アフリカ慣習法と部族慣習法

II-(ii) カーディール裁判所とイスラム法

II-(iii) コンフリクトの様相

III. Eastern Bantu 系4部族の事例

III-(i) Digo

III-(ii) Giriama

III-(iii) Pokomo

III-(iv) Meru

おわりに

はじめに

本稿は、Eastern Bantu 系部族社会における慣習法¹⁾が、アフリカ大陸内外の諸要素とのコンタクト・コンフリクト²⁾を通じて、どのようなダイナミズムを形成するに至ったかを、社会人類学の視点から diachronic に考察することを目的とする。

アフリカ部族社会の多様性は、そのまま伝統的法体系の多様性へとつながる。隣接した部族でも社会構造が異なれば、おのずから各部族の法に差違が生じるし、ま

た、遠く隔たった部族同士でも歴史的経緯が法に多くの類似点を与えることがある。このようなアフリカ部族社会における法の特徴は、各部族の移動経路と密接な関係にある。すなわち、移動過程における他の部族との融合あるいは部族社会自体の拡散が、各部族の慣習法に独自性を与えていったといえる。

しかし、問題は部族相互間のコンタクトとコンフリクトを越えて広がっていく。7世紀以降、サハラルート、エジプト・スーダンルート、インド洋ルートの3つの経路をたどって、アフリカ部族社会へイスラム教がもたらされていった³⁾。これは、アフリカの地に新たな法が持ち込まれたことを意味する。イスラム化した人々は、遠くアラブからやって来たカーディーのもとで、従来の部族社会の法にイスラム法を付け加えていった。

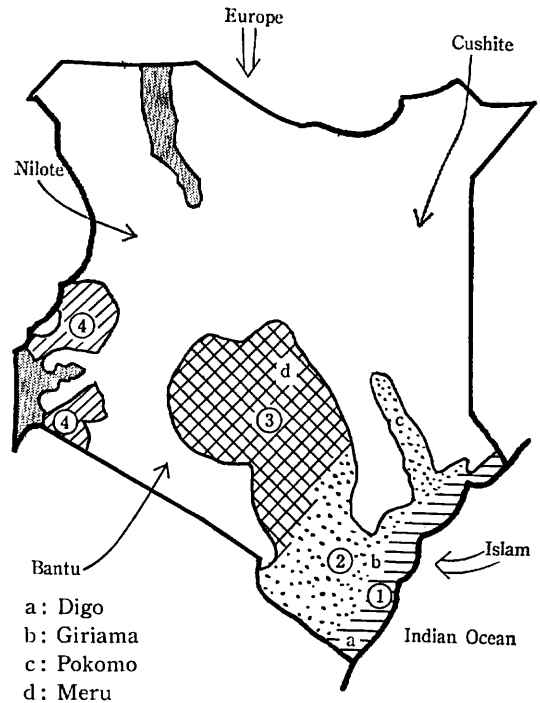
19世紀になると、ヨーロッパからの勢力がアフリカ部族社会に新たな緊張をもたらすことになった。ここで、体系化された実定法のもとに、伝統的法体系が再編成されることになる。すなわち、植民地化の過程の中で、法相互間のコンフリクトの多様化が推し進められていったのである。1960年代のアフリカ諸国の独立は、更に問題を複雑化した。800余りの部族の中で約200の部族が、国境によって二分、三分されることになった⁴⁾。これは、同一部族内でも国境を隔てることにより、異なった国家法の適用を受けようになったことを意味する。こうした様々な動きの中で、アフリカにおける伝統的法体系は、「部族本位制社会」⁵⁾の基盤のもとでダイナミズムを形成していったのである。

I. Eastern Bantu 系会社における法の歴史的背景

ケニア東南部の Bantu 系社会には、起源を異にした三種類の法が機能してきた。一つは、アフリカ大陸内部における部族の移動の過程でもたらされた部族慣習法である。他の二つは、アフリカ大陸外部から東アフリカへもたらされたイスラム法とイギリス法である。今日の東アフリカの法の構造は、部族慣習法の基盤の上に、イスラム法、イギリス法が重なり合った重層構造を呈していると考えられる。

I-(i) Bantu の歴史的経緯

Bantu 系グループは、今から約2000年前に西アフリカのカメルーン地域付近から移動を始めた人々が、アフリカ中部、東部、南部に広がって成立したものと考えられている⁶⁾。こうした移動と定着のパターンは今だ不明の点が少ないが、第1図に示されるような現在の状



- a: Digo
b: Giriama
c: Pokomo
d: Meru
- ① Coastal Bantu
② Hinterland Bantu⁷⁾
③ Highland Bantu
④ Interlacustrine Bantu
- Eastern Bantu

第1図 ケニア Bantu 系社会の構成

況に至る過程において、部族相互のコンタクトとコンフリクトが、慣習法形成に大きな影響を与えていった。特に、Bantu 系部族内部だけでなく、Nilote 系、Cushite 系⁸⁾部族、及びヴィクトリア湖周辺の諸王国⁹⁾との関係が注目される。

Eastern Bantu 系部族には、集権化された政治組織よりも、age-set system に社会構造の基盤がある¹⁰⁾。この age-set system は、Cushite 系部族とのコンタクトの中で、Eastern Bantu 系部族に取り入れられていった。特に、Cushite 系 Galla 族¹¹⁾の影響が強く、Shungwaya 地域¹²⁾に共通の伝統的定住形態をついていた Bantu 系部族は、Galla 族の圧力によってしだいに南下させられていった。13~14世紀にかけて、今日の Kikuyu, Kamba, Pokomo にあたる部族が内陸部へと移動し、15~16世紀にかけて、Meru, Taita, Digo が内陸および南部へ移動した。こうした Eastern Bantu 系部族の内陸部への移動は、Nilote 系 Maasai 族との新たな関係を生じさせることになった。Nilote 系 Teso グループから分離した Maasai 族は、Turkana 湖南部か

ら18世紀以降 Rift Valley 添いにしだいに南下していった。そして、Eastern Bantu 系と衝突することになるが、このような Galla, Maasai などの non-Bantu speaking people との出会い、age-set system の導入およびそのヴァリエーションの形成に重要な意味をもったと考えられる。部族慣習法は、これら age-set system の基盤の上に機能してきたのである。

I-(ii) イスラミック・コンタクト

こうしたアフリカ大陸内部における部族移動と平行して、アラブ・ベルシャからの勢力が東アフリカ沿岸部へ訪ずれて来た。インド洋を舞台とした交易は紀元前後から行なわれており、7世紀以降のイスラム化した商人の登場以前に、インド洋交易ルートは既に確立されていたが、当初は東アフリカ沿岸部の限られた村としか Eastern Bantu とイスラムのコンタクトはなかった。8世紀になると、交易の拡大にともない、しだいに東アフリカ沿岸部にアラブ人の居住地がつかられるようになっていった¹⁹⁾。そうした中で、イスラム法が東アフリカへもたらされることになる。中でも正統四法学派の中のシャーフイー派¹⁹⁾が大きな位置を占めていたが、今日の東アフリカもこの延長線上にあるといえる。

こうしたイスラム法の導入は、当初からアフリカ部族社会への適用をめざしたものではなく、あくまで東アフリカに定住したアラブ人に適用範囲は限られていた。また、カーディーもアラビア半島から派遣されるという形がとられた。しかし、時の流れが新たな状況をつくり出していくことになる。アラブ人の定住化が進み、交易規模が拡大していくにつれ、アラブ人と Bantu 系部族民との混血が進み、swahili と呼ばれる人々が登場することになった¹⁹⁾。ここに、Bantu 系部族慣習法とイスラム法とのコンタクトとコンフリクトの現象が現われてくるのである。この様相は、二つの時期に区別される。第一期は、アラブ人の定住および Bantu 系部族民との混血によって、Bantu 系部族民のイスラム化が進められた時期である。第二期は、内陸部への交易ルートの拡大¹⁶⁾にともない、イスラムの Bantu 化、アフリカ化が進められた時期である。第一期においては、イスラム化した Bantu 系部族民は、部族慣習法にとってかわる形でイスラム法の受容をはかっていった。Zanzibar¹⁷⁾ などの中心地では、オリジナルな形のイスラムが残っていったが、イスラムが Bantu 系部族社会と整合するためには、イスラムのアフリカ化が必要となってきた。この頃のイスラムとは直接アラブの世界からのものでなく、東アフリカ沿岸部で形成された swahili が中心となる。したが

って第二期は、Bantu 系部族民の swahili 化が進められていった時期といえる。この時期になると、部族慣習法がイスラム法に全面的に置換されるということではなく、部族慣習法を基盤としたイスラム法の「ヴァリエーション」¹⁸⁾が、新しい部族法として成立していくことになる。

ケニアの場合、Mombasa ルートが交易の中心となっていたが、タンザニアの他のルートにみられるように交易路添いにイスラムが拡大していかなかったのは、① Nyika¹⁹⁾の存在、② 交易ルート拡大の時期が Eastern Bantu 系部族の移動の時期と重なっていた、③ Nilote 系、Cushite 系部族とのコンフリクトなどが部族慣習法を維持させる要因となったと考えられる。Mombasa ルートは、Kamba 族の交易商人によって担われていたが、現在イスラム教徒の Kamba 族はほとんどいない。したがって、ケニアの場合、第二期の swahili 化の現象は、第1図①、②の隣接した Bantu 系部族民においてだけみられることになる。

I-(iii) ヨーロピアン・コンタクト

19世紀植民地時代になると、アフリカ大陸外からのもう一つの勢力として、イギリス法が部族慣習法に影響を及ぼすことになる。イギリス法が急速に入り込んできたことは、イスラム法の場合にみられるような部族レベルあるいは個人レベルでの選択の余地が極めて少ないことを意味しており、したがって、部族慣習法との間の不整合な部分も大きいといえる。しかし、それは単にイギリス法が導入されたことだけに起因するものではない。Eliasが、「アフリカ社会への現金経済、機械類、文書技術のような異質な要素の導入は、部族や家族に対する従来の集团的認識を変えていき、そのため、社会の秩序と安定を保つための伝統的機構はしだいに不十分なものとなる。工業社会の新しい観念と現実が、農牧社会の観念と現実をゆるがし、多くの慣習法上の実体的規定ばかりでなく、伝統的な手続規定にまで影響を与えるという形になる。」²⁰⁾と語る時、アフリカ部族社会は、部族とは異質な要素を中心とした統合過程へと組み込まれていくのである。

ヨーロッパ・コンタクトにともなう新たな様相の一つに裁判所の問題²¹⁾がある。植民地時代には、ヨーロッパ人の紛争処理をおこなう非現地人裁判所 (non-native court) と、アフリカ人を対象とする現地人裁判所 (native court) があった。

non-native court では、イギリス人の裁判官が裁判を行ない、ヨーロッパ人相互の紛争処理をイギリス法に

もとづいておこなったが、この場合は、本国の法および制度をそのまま援用することができた。問題は、non-native court での紛争にアフリカ人が関係している場合である。この場合適用される法は、同じイギリス法であっても植民法であり支配の法であった。また、拘禁刑という非部族慣習法的な紛争処理の導入²³⁾は、権威の所在の転換へとつながっていった。

イギリス人裁判官の絶対数の不足も一因となり、部族内部あるいは相互の紛争処理は、native court でおこなわれていった。ここでは専門の法律家の介入なしに、アフリカ人の中から選ばれた裁判官により、慣習法にもとづく裁判がおこなわれた。しかし、この native court も植民地支配体制の中に組み込まれた裁判制度であり、アフリカ部族社会の紛争処理システムの基盤をなしていたものは、依然として当該社会のチーフや長老らによる伝統的な裁判形態であったといえる。

このような植民地時代の二元的裁判制度は、1962～63年の native court の改革をへて、独立後の1967年に司法法、カーディー裁判所法、治安判事裁判所法の三つの法律が制定されることにより、国家法の立場からケニアの司法制度の整備がおこなわれていった。これによって、イスラム法と慣習法が、新しい法体系の中に組み込まれることになったのである。

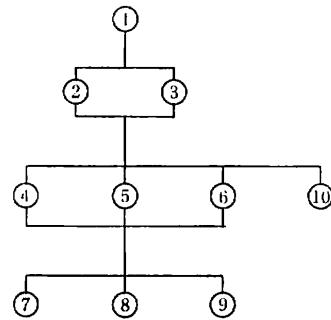
II. Eastern Bantu 系社会における法の現在

1967年の司法改革は、確かに植民法としてのイギリス法からの脱皮であり、新しい時代への黎明であった。しかし、部族慣習法は国家法の中でのみ位置づけられるものではなく、それは、部族の社会構造が要請し、その部族の中にあってはじめて機能するものである。したがって、統合された慣習法は国家法との間に新たなコンフリクトを生じさせることになった。また、カーディー裁判所法の中で扱われることになったイスラム法も部族慣習法同様、国家法との間にコンフリクトを生じさせていった。

II-(i) アフリカ慣習法と部族慣習法

1967年の司法法(The Judicature Act) 第3条は、アフリカ慣習法に関し次のように述べている。

「高等裁判所ならびに全ての下級裁判所は、アフリカ慣習法が適用できると認められ、そして、正義と道徳に矛盾せず、いかなる成文法とも調和しないということのない限りにおいて、当事者の一人またはそれ以上が、アフリカ慣習法に従いあるいはそれによって影響を受ける



- ① Justices of Appeal
- ② Puisne Judges of the High Court
- ③ High Court Judges
- ④ The Chief Magistrate of Kenya
- ⑤ Senior Resident Magistrates
- ⑥ Resident Magistrates
- ⑦ 1st Class District Magistrates
- ⑧ 2nd Class District Magistrates
- ⑨ 3rd Class District Magistrates
- ⑩ Kadhi's Court

第2図 ケニアの司法制度²⁴⁾

ような民事上のケースにおいては、アフリカ慣習法にもとづく審理がおこなわれるものであり、そして、各裁判所は手続上の不当な配慮なしに、また不当な遅延なしに、本来的な正義にもとづいて全てのこのようなケースに決定をくだすものである。」²⁴⁾

この条文には、3つの重要な点が含まれている。第一点は、慣習法は民事事件にのみ適用されるということである。刑事事件に関しては、国家法の中の刑法によって全て処理されることになる。従来の伝統的部族慣習法には、civil と criminal の両要素が含まれていた²⁵⁾。当該法によって慣習法を二分したことは、各部族の社会構造の中で機能していた部族慣習法とは別の慣習法の体系化がなされていったことを意味する。第二点は、裁判制度の中で慣習法はあくまで補足的要素として位置づけられたことである。慣習法にもとづいた事柄は、まず、第2図⑦、⑧、⑨の各裁判所で取り扱われる²⁶⁾。ほとんどがこの段階で処理されるが、③の高等裁判所まで上訴することができる。しかし、ここでは陪席裁判官が慣習法について助言をおこなうにとどまる。第三点は、紛争当事者が慣習法の適用を望むかどうか、異なった部族間の紛争に一義的に慣習法を適用できるかどうかの問題である。これら3つの点は、国家法の中に組み込まれたアフリカ慣習法と、従来の伝統的な部族慣習法との間のコンフリクトの要因を形成していると考えられる。

では、具体的に何が慣習法として扱われるのだろうか。1967年の治安判事裁判所法 (The Magistrate's Courts Act) 第2条は、慣習法による請求の内容を次のように定義している²⁷⁾。

- (a) 慣習的な占有権によって保有している土地
- (b) 結婚、離婚、扶養あるいは結婚持参金
- (c) 未婚の女性や少女に対する誘惑もしくは妊娠
- (d) 既婚女性に対する誘惑もしくは姦通
- (e) 身分に関する問題、とくに保護、管理、養子、嫡出などを含む女性、寡婦及び子女の身分にかかわる問題
- (f) 成文法のもとで作成された遺言書によって譲渡された財産の場合を除いた相続、遺言の有無及び遺産の管理

の6項目である。これは、「立法部が慣習法を定義しようと試みた最初のもの」²⁸⁾である。

II-(ii) カーディー裁判所とイスラム法

1967年のカーディー裁判所法 (The Kadhi's Courts Act) 第5条は、カーディー裁判所の裁判権を次のように定義している。

「カーディー裁判所は、次の裁判権を有しまたは行使するものである、すなわち、すべての当事者（裁判官を含む）がイスラム教を信仰しているという条件の下で、個人の身分、結婚、離婚、相続に関するイスラム法上の諸問題の判決をおこなうものであるが、本条項におけるなものも、カーディー裁判所以前のいかなる訴訟手続上においても、高等裁判所あるいはいかなる下級裁判所の裁判権を制限するものではない。」²⁹⁾

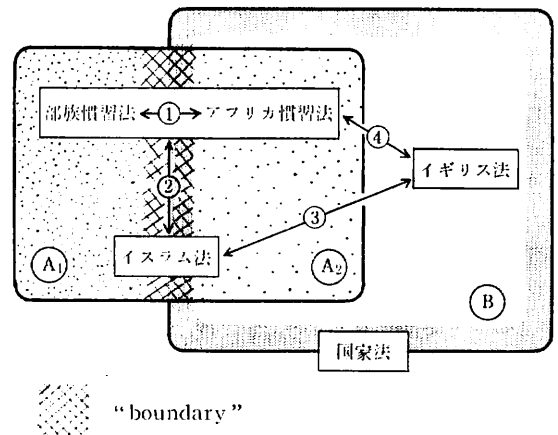
カーディー裁判所法第4条により、現在ケニアでは6つのカーディー裁判所が設けられている³⁰⁾。このカーディー裁判所では、「裁判長と3人以内の裁判官によって審理が行なわれる。裁判官は司法公務委員会によって任命されるが、その際、委員会はイスラム教を信仰している人、どのようなイスラム教の宗派の法律にも通じている人の中から選ばなければならない。また、カーディー裁判所から高等裁判所へ上訴された裁判には、カーディー裁判所の裁判官が陪席として参加することができる。」³¹⁾

さて、こうして国家法の中にイスラム法が組み込まれることになった。イスラム法は元来、イスラム教徒以外には適用されないものであるから、カーディー裁判所法の規定は、ケニアの特殊性を考慮したというよりも、従来のイスラム法上の規定をそのまま持ち込んだものであるといえる。ただ、1963年に制定された証拠法による諸

原則は、この裁判所では適用されず、カーディー裁判所で適用される法律と証拠法則は、イスラム法にもとづくもののみが採用されることになった。これによって、イスラム法の存在が国家法の立場から認められることとなった。だが、イスラム教徒の間の紛争が、ただちにカーディー裁判所に持ち込まれるかというと、そうではない。部族慣習法にみられるのと同様に、各々の社会には、第一次紛争処理機関が存在している。そこで紛争解決にあたるのは、マールムであり、イスラム教師である。国家法に組み込まれた部分だけでイスラム法が機能しているのでない点に注意すべきであろう。このレベルでのイスラム法は、むしろアフリカ化したイスラム法といえるのである。

II-(iii) コンフリクトの様相

このようにして、三種類の異なった法が国家法の中に組み込まれていったわけだが、それは、法相互間におけるコンフリクトを内在させたものであった。これらの様相は、第3図のように捉えることができる。



第3図 法相互間におけるコンフリクトの様相

第3図①は、慣習法相互間の関係を示している。「部族本位制社会」にあっては、age-set system の構造あるいは descent の構造などの諸部族の基盤を形成している社会構造が部族によって異なり、したがって部族の法もそれに応じて多様化している。二部族以上の間に生じた紛争は、必然的に部族慣習法相互間にコンフリクトを生み出すことになる。一方、国家法に組み込まれたアフリカ慣習法は、このような部族の個別的特性を認めつつも、慣習法の一般化をめざすものであった。一般化された慣習法は、しだいに諸部族の社会構造とは切り離されたところで機能していくことになる。したがって、部族慣習法とアフリカ慣習法との関係は、一つのコンフリ

クトを形成しているといえる。②は、慣習法とイスラム法との関係である。イスラム法の場合、全てがコーランの教えに依拠しているため、また、実際の社会状況の変化への対応は、イスラム法学者の法解釈という形をとるため、イスラム教徒内部におけるイスラム法に関してのコンフリクトは理論上存在しない。しかし、東アフリカの場合、歴史的にみれば明らかなように、イスラムのアフリカ化あるいは swahili 化の中でイスラム法が機能してきた。したがって、既にイスラム化した部族にあっては問題を生じることが少ないにしても、muslim と non-muslim の間の紛争には依然としてコンフリクトが存在すると考えられる。③は、イスラム法とイギリス法、④は、慣習法とイギリス法との関係を示したものである。イギリス法は、独立以前の植民地法の時代、独立後の国家法の継受母体としての時代を通じて、短期間にもかかわらずケニア全域を覆う形で入り込んできた。このことは、既に存在し機能していた慣習法とイスラム法に大きなインパクトを与えることになった。独立を経た現在では、これをイギリス法との関係で捉えることは適切ではないが、イギリス法を継受した形で成立した国家法との関係が新たに問題となってくる。したがって、③と④は、今日では④と⑤の関係として捉えることができる。すなわち、⑤は④を全て組み入れることはできず、④の左半分⑥は、⑤の国家法のカテゴリーの外側にあって機能している。これにより、今日の法相互間のコンフリクトの様相は、

④ vs. ⑥

④ vs. ⑤ (incl. ⑥)

④ vs. ⑤

として捉えることができる。そして、④と⑤が接する部分(第3図の“boundary”で示される部分)は可変的であり、ここに、伝統的法体系の動態変化をみることができる。

III. Eastern Bantu系4部族の事例

部族社会の diachronic な変容の過程は、そこで機能していく法の動態を様々な形で描き出している。特に、Eastern Bantu 系諸部族にあっては、イスラムをどのように受容するかによっていくつかのヴァリエーションが存在している。ここでは、Digo, Giriama, Pokomo, Meru の各部族の例を取り上げ、第3図に示される関係が実際の事例の中でどのような形をとって現われているかを、イスラム化あるいは部族の伝統的な社会構造の視点を通じて分析していくことにする。

III-(i) Digo

Digo は、Miji kenda⁸²⁾ グループに属する Bantu 系母系社会である。Trimingham⁸³⁾によれば、Digo 社会は「wholly or predominantly muslim」に属す。Digo は、東アフリカ沿岸部の大部分の地域にあてはまるように、イスラミック・コンタクトを契機として急速にイスラム化した社会である。したがって、ここで問題となるのは、慣習法とイスラム法との関係(第3図②)である。Trimingham は、次のように述べている。「Digo においては、婚資および相続に関する問題に関して男性は母のクランに属し、相続権は姉妹を通じてその子供に渡るわけだから、相続に関してイスラム的体系を課す試みは社会内部にトラブルを生じさせてきた。姉妹の子供がいない所では、相続は死んだ母の家族に移る。少数の Digo は父系制を採用してきたが、相続に関する限り彼らの要求はイスラム法裁判所に持ち込まれれば支持されるので、このような問題はいつも論争を引き起こしてきた。」⁸⁴⁾

これは、社会が母系制の原理にもとづくか父系制の原理にもとづくかによって、イスラムとの関係に変化が生じることを示している。しかし、相続に関しては、イスラム法では必ずしも父系ラインだけをたどるわけではないので、母系制がイスラムとのコンフリクトを生じさせたとするよりも、母系制の原理のもとに確立されていた部族社会に、異質の原理にもとづくイスラム法が重なった時に生じる制度上の差違が、コンフリクトという形をとって現われたと考えるのが妥当であろう。こうして生じたコンフリクトを、コンフリクトのままでもどめておけば、社会の諸機能はしだいに麻痺していくことになる。しかし、Digo の社会にこうしたことが起らなかったのは、部族全体がイスラム化したことによると考えられる。すなわち、「大部分の Digo はイスラム教徒であると称しているため、部族の伝統的体系とイスラム法が整合しない時、イスラム法を解釈しなおすことができた」⁸⁵⁾のである。

この一例を、婚姻の形態にみることができる。Digo では、harusi 婚と呼ばれるイスラム的慣習にもとづくものと、uhala 婚と呼ばれる部族的慣習にもとづくものが代表的な婚姻形態として存在している。「harusi 婚は、1920年代以降しだいに増加の傾向にあり、今日では初婚の女性はこのタイプの結婚をすることが望まれる」⁸⁶⁾とされるが、なお部族的慣習にもとづく婚姻形態が存在していることは、イスラムの要素を全て吸収することによって生じるコンフリクトに解決を与えているといえよ

う。

III-(ii) Giriama

Giriama は、Miji kenda グループに属する Bantu 系農耕民である。彼らは、Mombasa hinterland に、長老会議 (kambi⁸⁷⁾) と age-set にもとづく集権化されないガーヴァメントのある社会を発達させてきた。Giriama は、同じグループに属する Digo とは対照的に muslim minority の部族である。したがって、部族慣習法は、第3図④およびその延長としての④ vs. ⑤の関係としてダイナミズムを形成していると捉えることができる。

Giriama では、age-set が13に分かれており、最上位の Wulumbere およびその次の Wulakahi が、kambi と呼ばれる長老層を形成してきた。紛争が生じた場合は、kambi のメンバーによって部族慣習法にもとづく裁判がおこなわれた。Giriama 社会において、age-set system が完全に機能していた時代には、kambi による判決は絶対的なものであった。しかし、ヨーロッパ・コンタクト以降の植民地化の時代になると、従来の kambi に加えて植民地行政官が強力な支配力を持つようになった。これは、kambi を頂点とする age-set system に新たな翳りをもたらしていくことになった。Brantley は、次のように述べている。「問題は、被告が local kambi の決定を不服とする時生じた。(訴訟当事者は) kambi council と swahili court のどちらで裁判をうけるかを選択することができるようになったのである。これにより、kambi は単一支配力を失うことになった。さらに、富が集中するという状況は、もはや (age-set の長としての) 社会的地位の反映とはうけとられなくなった。」⁸⁸⁾ こうして、Giriama 社会では、部族慣習法にもとづく伝統的法体系がイギリス法の影響のもとで変容を遂げていったのである。

一方、Giriama は muslim minority の社会であるが、minority であるために生じた部族慣習法とイスラム法のコンフリクト (第3図②) も存在した。すなわち、イスラム教徒の Giriama というのは、Giriama 社会にあっては脱部族化⁸⁹⁾した人々である。したがって、イスラムを受容することによって脱部族化した人々は、裁判の過程で部族慣習法の支配の外におかれることになる。Trimingham は、次の例を報告している。「ある Giriama 族の妻は、夫をおいて、あるイスラム教徒と駆け落ちした。彼女の部族婚の合法性を認めないカーディーは、そのイスラム教徒との結婚を正当とみなしたのであり、その時には、非イスラム教徒の夫は婚資の返還要求を却下

された。」⁴⁰⁾この例は、イスラムが入ることによって生じた不整合な側面を端的に物語っているといえよう⁴¹⁾。

III-(iii) Pokomo

Pokomo は、ケニア東部 Tana River 添いの Bantu 系農耕民である⁴²⁾。Giriama と同様に、muslim minority の部族に属すが、Tana River 上流部と下流部とでイスラムの影響力に相違がみられる。Lower Pokomo は、Miji kenda グループと直接接しているため、早い時期からイスラムと接触する機会を持っていた。ただ、このために Digo のように Lower Pokomo が大規模にイスラム化するという事は起らなかった。一方、Upper Pokomo がイスラムと接触するようになったのは、ヨーロッパ植民地時代以降の1900年代に入ってからである。Upper Pokomo の場合、ケニア沿岸部の都市に働きに出ていった若者が、都市での生活の中でイスラム化し、イスラム教徒となって Pokomo 社会に戻ってくるというイスラム化の典型的なパターンを示している⁴³⁾。Galla や Somali などの外部からの圧力あるいは伝統的な社会組織の世代相互間の緊張が、若者をイスラム教徒へと改宗させる大きな要因を形成していたといえる。若者がしだいにイスラム化することによって、wakijo⁴⁴⁾を中心とする伝統的な Pokomo 社会との間にコンフリクトが顕在化してきた。これは、第3図②のコンフリクトの存在を意味している。Townsend は、次のように述べている。「1938年に Pokomo 全域の首長層を含めて Local Native Council が設立された。これは、イスラム教徒のシャリーアと慣習法との間で生じた問題を解決するのに有効な公議機関となった。というのは、若いイスラム教徒にとって、シャリーアにだけ忠誠を誓うことがあたりまえのことであったからである。」⁴⁵⁾これは、植民地政府の行政上の政策として行なわれたものであるから、ここには、第3図②の他に、④ vs. ⑤の潜在的コンフリクトがあったともいえよう。

wakijo を中心とする伝統的社会とイスラム化した若者との間のトラブルは多方面にわたるが、1920～1960年にかけてほとんど毎年記録された。たとえば、「1945年、Kinakomba の Masalani の local court で何人かのイスラム教徒の若者が裁判をうけていた。そこへ、若者を救出しようとするイスラム教徒の一群が押し入り、首長を含めた数名の長老が殴打された。その結果、37名が収監された。1951年、Ndura では、wakijo が二度にわたりモスクを破壊した。そのため、(イスラム教徒と wakijo を中心とする非イスラム教徒の間で) ナイフと槍を武器とした戦いがおこり、それは Kinakomba にま

で広がった。これにより、ふたたび多くの逮捕者を出した。」⁴⁶⁾

Pokomo の場合、20世紀に入ってからイスラムの受容が始まったため、沿岸部および内陸部交易ルート添いに見られるような時間をかけたイスラム化の過程をたどらなかったことが、第3図②のコンフリクトを一層強く押し進めることになったといえる。

III-(iv) Meru

Meru は、ケニア山北東に位置する Highland Bantu 系農耕民である⁴⁷⁾。北部に若干イスラム教徒がいるが、Meru 全体としては non-muslim の地域として分類される。隣接部族の Kikuyu が植民地時代を通じて植民地政府、入植者との間にたびたび抗争を展開してきた⁴⁸⁾のに対し、Meru の場合は、「各クランないし、サブ・クランの長老会議を軸に運営される伝統的な部族社会を、独立前夜までほぼ維持しつづけてきた。」⁴⁹⁾したがって、慣習法上の問題は、20世紀半ばまでは第3図①および Meru の部族慣習法内部の問題に限定されていた。このような Meru の社会にも、アフリカ人を対象とした裁判所 (Meru African Court) を通じて、しだいにヨーロッパ的観念がもたらされていった。次にあげるのは、土地の売却に関して行なわれた契約の例である。

「Bは、Aから2330シリングで土地を購入することに合意していた。全ての交渉は、証人が提示した証拠に示されるような形でおこなわれ、最終的合意は、裁判所で作製された文書になっていた。合意がなされたあとで、Aは心変わりし、Bに土地の返却を求めた。Bは既に土地を保有していたが、土地代金の支払いはまだであり、単なる合意は拘束力を持たないとして、裁判所はAの要求を認めた。」⁵⁰⁾

この例は、伝統的土地保有形態の根本的な変化を示しているが、その他に、契約という観念が African Court において明確にされていないことを物語っている。従来、Meru の伝統的部族社会では、裁判は部族慣習法にもとづき長老会議でおこなわれてきた。そこでは、「権利、債務、義務などの幅広い知識」⁵¹⁾が、伝統的な契約形態における合意に拘束力をもたせていた。長老会議における司法上の機能が African Court に移っていくことによって、それまでの部族慣習法にもとづく観念に変化が生じたといえる。すなわち、ここには第3図④および⑤ vs. ⑥において示されるようなコンフリクトが存在していると考えられる。

おわりに

Eastern Bantu 系諸部族にとって、イスラム法、イギリス法のインパクトは、部族慣習法の基盤を形成している社会構造へのインパクトであった。特に、age-set system の変容の過程の中で、伝統的な法体系に変化が生じるという場合が非常に多くみうけられる。そして、従来部族のチーフのもとにあった司法上の機能は、裁判所の登場によってチーフのもとから分離されることになる。植民地時代とは、伝統的な社会構造の基盤の上に成立していた「司法、行政機能が、部族社会の統合原理とは別のところで再編成させられた」⁵²⁾時期だといえよう。したがって、これまでみてきたように、そこにはいくつかの側面においてコンフリクトが生じてきた。しかし、歴史の流れは、コンフリクトをコンフリクトのままとどめることはしない。様々なコンフリクトを内包しつつ、部族社会の構造的変化が進められていくのである。すなわち、第3図に示される関係は固定したものではなく、法相互間の関係は、各部族社会の個別的特性とリンクしながら、ダイナミズムを形成していくことになる。この場合、特に④と⑤が接する境界“boundary”での変化が問題となつてこよう。

今日、Eastern Bantu 系の人々にとって、国家よりも部族により強いアイデンティティがあることは事実である。都市に生活する一部のエリート層を除けば（あるいは彼らも含めて）アフリカ社会は、これからも「部族本位制社会」を基調として機能していくことであろう。部族慣習法は、そうした社会を機能させていく上で重要な役割をはたしていく。サバンナで生活する人々も、牛の群れを追い続ける人々も、彼らの社会を形成している一側面としての部族慣習法は、国家法の整備がさらに進められる中であっても、第一次紛争処理機関の基盤としての機能を維持し続けていくことであろう。

註

- 1) 本稿では、部族慣習法、アフリカ慣習法、慣習法の三者を区別して用いる。部族慣習法は、固有法 (indigenous law) として知られるもので、各部族が伝統的社会構造の中で機能させてきた法を指す。アフリカ慣習法は、国家法 (state law) の中に組み込まれた部分の部族慣習法であり、The Judicature Act 第3条において African Customary Law として示される法である。両者を含めた形で一般的にとりあげる時、慣習法 (customary law) を用いる。
- 2) ある部族が異質の文化を持った集団と出会い、それを契機として生じた継続的接触をコンタクト、その

- 途上および帰結としての部族内部における葛藤状況をコンフリクトとして捉える。
- 3) Trimmingham, J. S., 1968, "The Influence of Islam upon Africa," London.
 - 4) Barbour & Prothero (ed.), 1961, "Essays on Africa," London.
 - 5) 人間のグループの基礎的単位を部族におく捉え方。富川盛道「アフリカの社会・文化 “部族社会”」 p.96~124, 日野舜也「アフリカの社会・文化 “都市社会”」 p.143~173, 『地域研究講座 現代の世界7 アフリカ』ダイヤモンド社, 1971参照。
 - 6) Bantu系部族の移動に関しては, Williams, J.F.M., 1972, "East African History," Nairobi, p.1~15.
 - 7) Hinterland Bantu という言い方は用語として定着してはいないが, 本稿では, Coastal と Highland ではさまれた地域を指す用語として用いる。部族としては, Pokomo, Taita, Taveta などが含まれる。
 - 8) Greenberg の分類によれば, Nilo-Sahara 語族 Chari-Nile 系 Eastern Sudanic, および Afro-Asiatic 語族 Cushitic 系 Eastern Cushitic となるが, 本稿ではそれぞれ Nilote 系, Cushite 系としてこれを示すことにする。Galla, Somali は, 後者に属す。Greenberg, J.H., 1963, "The Language of Africa," Hague.
 - 9) 中でも17世紀以降の Buganda 王国は, 中央集権制度のもとに強固な政治体制をつくりあげ, 18世紀には, インド洋沿岸部との遠隔地交易にたずさわった。
 - 10) Kimambo, I.N., 1974, "The Eastern Bantu Peoples," E. A. P. H., p.205; in Ogot, B.A. (ed.), "Zamani."
 - 11) Borana, Sakuye, Orma, Gabbra の4つの subgroup に分かれている。
 - 12) Miji kenda グループの伝承上の発祥地。River Tana と River Juba の河口中間部付近に位置していたといわれる。Osogo, J.N.B., 1973, "Kenya's Peoples in the Past," Kenya, p.29.
 - 13) この間の歴史に関しては, Chittick, N., 1974, "The Coast before the Arrival of the Portuguese," Kenya, p.98~114; in Ogot, B. A. ibid.
 - 14) スンニー派の正統四法学派 (madhhab) として, シャーフィー派の他にハナフィー派, マーリキー派, ハンバリー派がある。「シャーフィー派の法学はイスラム教徒の商人のインド洋貿易とともに広まり, それは最初, 南アラビアの商人たちの移住に始まった。」嶋田襄平, 1978, 『イスラム教史』山川出版社 p.267。現在 Mombasa には49のモスクがあり, その中の38がスンニー派で, 内分けは, シャーフィー派29, ハナフィー派9となっている。Ogot, B.A. (ed.), 1968, "Hadith 1," Kenya, p.84.
 - 15) 「スワヒリというのは、『海岸に住む人々』を意味するアラビア語サワーヒーリー Sawāhili の訛り」嶋田 ibid. p.270。
Swahili に関しては, Prins, A. H. J., 1967, "The Swahili-Speaking Peoples of Zanzibar and the East African Coast," London 参照。
 - 16) 北, 中央, 南の3つのメインルートがあり, それぞれ, Kamba, Nyamwezi, Yao によって担われていた。Eastern Bantu に関係したもとして, Mombasa から Kamba 族の居住地を通り, Lake Baringo または Lake Victoria に達する北ルートが重要。
 - 17) 他に, Pate, Lamu, Pemba, Mafia, Kilwa など。
 - 18) 日野舜也, 1969, 「東アフリカ都市における Swahili 住民の結婚」アジア・アフリカ言語文化研究 Vol. 2, p.84.
 - 19) ケニア・インド洋岸 hinterland に南北に広がる幅 150 km ほどの不毛地帯。
 - 20) Elias, T.O., 1956, "The Nature of African Customary Law," Manchester Univ. (千葉正士編『法人類学入門』p.164~165 弘文堂 1974)
 - 21) 石村善助, 1964, 「アフリカ法研究序説〈1〉, 〈2〉」法律時報36巻10号, 11号, p.31~38, p.57~65 参照。
 - 22) 「アフリカの制度は罰金と損害賠償がふつうであるのに, イギリスの制度では拘禁刑がふつうなのである。」Elias, T. O. ibid. (邦訳 p.165)
 - 23) Allot, A., 1970, "Judicial and Legal Systems in Africa," London, p.305 のダイアグラムを, Bhushan, K. (ed.), 1981, "Kenya 80~81 Uhuru 16 Yearbook," p.26 で修正して作図。
 - 24) Jackson, T., 1970, "The Law of Kenya," E. A. L. B., p.19~20.
 - 25) 部族慣習法に含まれる要素を civil と criminal に分けることが適当かどうか議論のあるところだが, ここでは, アフリカ慣習法が civil の要素だけを持つことが明示されているので, 部族慣習法にもこの区分を援用しておく。尚, この問題に関しては, Shapera, I., 1959, "Malinowski's Theory of Law"; in Firth, R. (ed.), "Man and Culture," London (邦訳, 千葉 ibid. p.190~199) 参照。
 - 26) District Magistrate's Court は, 次のようにクラス分けされている。⑦ 5年以下の懲役または10000 シリング以下の罰金。民事に関しては3000シリング以下。⑧ 1年以下の懲役または2000シリング以下の罰金。民事も同額。⑨ 6カ月以下の懲役または1000シリング以下の罰金。民事に関しては2000シリング以下。Bhushan, K. (ed.) ibid., p.26.
 - 27) 邦訳は, 中原精一, 1975, 「ケニアの司法制度」月刊アフリカ Vol. 15 No. 4, p.23 から引用。
 - 28) Jackson, T. ibid., p.24.
 - 29) Ibid. p.28.
 - 30) (1) Kwale District, (2) Mombasa D., (3) Kilifi D., (4) Tana River D., (5) Nyanza Province, Western P., Rift Valley P. を合わせた地域, (6) Garissa D., Wajir D., Mandera D. を合わせた地域。
 - 31) カーディー裁判所法第8条。中原 ibid. p.24.
 - 32) Kenda は9を意味し, Kaya あるいは mji (複数が

- miji) と呼ばれる9つの sub-tribe からなる。Digo の他に, Giriama, Duruma, Rabai, Ribe, Kauma, Jibana, Kambe, Chonyi がある。
- 33) Trimmingham, J. S., 1964, "Islam in East Africa," Oxford.
- 34) Ibid. p. 150~151.
- 35) Ibid. p. 153.
- 36) Gomm, R., 1972, "Harrlots and Bachelors: Marital Instability among the Coastal Digo of Kenya," MAN Vol. 7 No. 1, p. 97.
- 37) Kambi 層の下に, 11の grade からなる nyere 層がある。約3年の周期で grade が昇格していく。
- 38) Brantley, C., 1978, "Gerontocratic Government: Age-sets in Pre-colonial Giriama," Africa Vol. 48 No. 3, p. 260.
- 39) 脱部族化を都市化の問題との関連で扱ったものに, 中村季美. 1974, 「都市人類学の課題—サハラ以南のアフリカ都市の研究から—」民族学研究 Vol. 38 No. 3, 4, p. 314~322 がある。
- 40) Trimmingham, J. S., 1964. p. 153~154.
- 41) イスラム教徒と非イスラム教徒の間の問題は, 結婚やそれともなう婚資の問題の他に, 相続に関してもしばしば生じるが, これはイスラム法上, 異教徒との相続関係が成立しないためである。
- 42) Pokomo は, Lower Pokomo, Upper Pokomo, Elwana, Korokoro の4つに分かれ, 前二者は, Vyeti と呼ばれる sub-tribe を有す。
- 43) 同様なパターンとして Ujiji の例が, 日野舜也, 1968, 「スワヒリ都市における階層化」『アフリカ社会の研究』西村書店, p. 339~348 にとりあげられている。
- 44) age-set の最長老層。裁判権を持つ。
- 45) Townsend, N., 1977, "Age, Descent and Elders among the Pokomo," Africa Vol. 47 No. 4, p. 394.
- 46) Ibid. p. 395.
- 47) Kikuyu, Embu, Kamba と近縁関係にある部族。sub-tribe として, Imenti, Tigania, Igembe, Tharaka, Chuka, Muthambi, Mwimbi, Miutini, Igoji がある。
- 48) 特に, ホワイト=ハイランドをめぐる土地問題が部族社会の変容をもたらした。林晃史, 1970, 「キクユの土地保有」アジア経済 Vol. 11 No. 2, p. 30~40参照。
- 49) 江波戸昭, 1975, 「ケニア山麓メル族地域の農業と土地保有制度の変容」; 吉田昌夫編『アフリカの農業と土地保有』アジア経済研究所, p. 125.
- 50) Ghai, Y. P., 1969, "Customary Contracts and Transactions in Kenya," in Gluckman, M. (ed.), "Ideas and Procedures in African Customary Law," Oxford, p. 334.
- 51) Ibid. p. 335.
- 52) Browne, O., 1970, "The Vanishing Tribes of Kenya," Connecticut, p. 53.